

商品概要説明書

リフォームローン（基金協会型）

（令和5年10月3日現在）

商品名	リフォームローン（基金協会）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した勤務先（営業）からの収入のある方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金およびその他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金を対象とします。</p> <p>（住宅関連設備の例）</p> <p>①門、塀、車庫、物置。</p> <p>②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。</p> <p>③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。</p> <p>④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。</p> <p>⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。</p> <p>⑥太陽光発電システム。</p> <p>⑦耐震改修工事費。</p> <p>⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。</p> <p>⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。</p> <p>⑩その他住宅本体以外のもの。</p> <p>○現在、居住していない住宅の解体にかかる費用を対象とします。</p> <p>○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金を対象とします。</p>
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○1 年以上 15 年以内とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。</p>
借入利率	<p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、毎月決定し、当 J A の店頭でお知らせいたします。</p> <p>お借入後の利率は、当 J A が定める基準金利（短期プライムレート）により、4 月 1 日・10 月 1 日の年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には、年 0.4% の保証料を含みます。</p> <p>○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額

	<p>の50%以内、1万円単位です。)、年2回返済方式(農業者の方に限ります。))のいずれかをご選択いただけます。なお、返済日は毎月23日となります。</p> <p>○お借入利率に変動があった場合のご返済額は、賦金見直し5年方式(ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。)となります。</p>						
担保	○不要です。						
保証人	○当JAが指定する保証機関(北海道農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。						
保証料	○分割払い お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払いますので、別途ご負担はございません。						
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。なお、お借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">団体信用生命共済名</th> <th style="text-align: center;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>団体信用生命共済(特約なし、単生タイプ)</p> <p>※単生タイプ: 全てのお客様が選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">連帯債務の場合、ローンの持分割合に応じて保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒Aの持分である1,500万円を団体信用生命共済の共済金で返済。</p> <p style="padding-left: 20px;">Bの持分である1,500万円は引き続きBが負担します。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">年 0.30%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>団体信用生命共済(特約なし、連生タイプ)</p> <p>※連生タイプ: 連帯債務によるお借入れの場合のみ選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">債務者のいずれか一方のみが万一の場合であっても債務残高の全額が保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒ローンの持分割合に関わらず、団体信用生命共済の共済金で残高全額を返済。以降、Bに返済の義務は生じません。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle; padding: 5px;">年 0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	<p>団体信用生命共済(特約なし、単生タイプ)</p> <p>※単生タイプ: 全てのお客様が選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">連帯債務の場合、ローンの持分割合に応じて保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒Aの持分である1,500万円を団体信用生命共済の共済金で返済。</p> <p style="padding-left: 20px;">Bの持分である1,500万円は引き続きBが負担します。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p>	年 0.30%	<p>団体信用生命共済(特約なし、連生タイプ)</p> <p>※連生タイプ: 連帯債務によるお借入れの場合のみ選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">債務者のいずれか一方のみが万一の場合であっても債務残高の全額が保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒ローンの持分割合に関わらず、団体信用生命共済の共済金で残高全額を返済。以降、Bに返済の義務は生じません。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p>	年 0.45%
団体信用生命共済名	加算利率						
<p>団体信用生命共済(特約なし、単生タイプ)</p> <p>※単生タイプ: 全てのお客様が選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">連帯債務の場合、ローンの持分割合に応じて保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒Aの持分である1,500万円を団体信用生命共済の共済金で返済。</p> <p style="padding-left: 20px;">Bの持分である1,500万円は引き続きBが負担します。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p>	年 0.30%						
<p>団体信用生命共済(特約なし、連生タイプ)</p> <p>※連生タイプ: 連帯債務によるお借入れの場合のみ選択可能となります。</p> <p style="text-align: center;">債務者のいずれか一方のみが万一の場合であっても債務残高の全額が保証されます。</p> <p>【例】持分割合を50%としてAとBの連帯債務によりローンを借入し、残高が3,000万円の時点でAが万一の場合。</p> <p style="padding-left: 20px;">⇒ローンの持分割合に関わらず、団体信用生命共済の共済金で残高全額を返済。以降、Bに返済の義務は生じません。</p> <p>※ご希望により三大疾病特約無しの団体信用生命共済へご加入いただけます。</p>	年 0.45%						
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料5,000円(消費税別)が必要です。						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用部(電話:015-574-2103)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速か						

	<p>つ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>札幌弁護士会（電話：011-251-7730）</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ご契約の際に印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA豊頃町